

# 「正教会総主教座法 (Rum Patrikliği Nizâmâtı)」の 成立過程に関する予備的考察

— オスマン語テキストの諸問題に関する検討を中心に —

吉 田 達 矢

## はじめに

オスマン帝国史研究における近年の傾向の一つとして、19世紀半ばに非ムスリム臣民の各「宗派共同体 (ミレット, millet)」(以下、「共同体」)<sup>1)</sup> ごとに成立した所謂「ミレット憲法」の位置づけや成立過程が注目されている (Reyhan 2006; Bebiroğlu 2008)<sup>2)</sup>。

「ミレット憲法」成立の背景は以下のようなものである。すなわち、1856年2月に公布された改革勅令 (Islahat Fermânı) と、同年3月にクリミア戦争 (1853～56年) 終結のために締結されたパリ講和条約の第9条<sup>3)</sup> に基づき、オスマン帝国政府は非ムスリム臣民の統治システムに関して本格的な改革に着手するようになった。なぜならば、特に改革勅令では非ムスリム臣民の統治に関する具体的な改革事項 (後述) が明記されており<sup>4)</sup>、帝国政府は非ムスリム臣民に対する改革の実施を帝国内外に宣言したことになったからである。そして、1860年代前半には正教徒 (ルム, Rum)<sup>5)</sup>、アルメニア教会信徒、ユダヤ教徒の各「共同体」において、それぞれの運営組織を規定する「ミレット憲法」が制定された。

以上のような各非ムスリム「共同体」の「ミレット憲法」に関して、アルメニア教会信徒の場合は、アルティニアンや上野氏などによって1863年に「ミレット憲法」正文が制定されるまでの過程が明らかにされつつある (Artinian 1988; Ueno 2007; 上野 2009)。一方、非ムスリム「共同体」のなかで最大規模であった正教徒「共同体」については、「ミレット憲法」にあたる「正教会総主教座法 Rum Patrikliği Nizâmâtı」(以下、「総主教座法」) の成立過程はいまだ不明な点が多い。すなわち、1858～60年のあいだに正教徒「共同体」内で作成された「総主教座法」ギリシア語草案の作成過程については既に十分な考察が行われてきた (Davison 1963; Gerasimos 1992; Σταματοπουλος 2003; Fairey 2004; 佐原 2003; 佐原 2006)。しかし、オスマン帝国史研究において、これまで「総主教座法」の「正文」として利用されてきた『法令集』(Düstür) 所収 (pp. 902-937) のオスマン語テキストに関しては、その成立過程が検討されることはなかった。さらに具体的にいえば、帝国政府に提出された「総主教座法」草案は、帝国政府内のどの機関において (誰によって)、どの部分が審議や修正されたのか、という問題は看過されてきたといえる。また、草案、『法令集』所収のオスマン語テキスト、ギリシア語テキスト (以下、TK)<sup>6)</sup> など、各テキストの相違点が考察されることもなかった。しかしながら、上述のようにオスマン帝国政府が非ムスリム臣民に関する政策の改革を検討しているなかで、帝国政府が「総主教座法」草案に対し

て何らかの改変をおこなった可能性は考えられる。このため、帝国政府が「総主教座法」テキストの成立に具体的にどのようにかかわったのかという問題について、公文書や刊行史料を参照して検討する必要がある。

以上を踏まえ、本稿を「総主教座法」テキストの成立過程を明らかにするための予備的考察と位置づけ、特にオスマン語テキストに関する諸問題について検討する。本稿の構成としては、最初に名称や成立年代など「総主教座法」の概要に関する従来の説を再検討する。次に改革勅令が公布されてから「総主教座法」が成立するまでの過程を整理しつつ、帝国政府側でオスマン語テキストの成立に携わった者たちを明らかにしたい。

なお、以下の本文では日付はヒジュラ暦 (H) の後に西暦換算の日付を記す。

## 1. 「総主教座法」の概要

本章では、『法令集』に所収されている「総主教座法」オスマン語テキストの概要に関する従来の説を再検討する。

### (1) 名称

前述の Rum Patriklîği Nizâmâtı という名称は管見のかぎり、この法規を掲載している『法令集』2巻の目次に記されているのみである。一方、1860年代に成立した正教徒「共同体」の運営組織に関する法規に関して、ほかの史料では、「Rum Milletinin Nizâmnâme-i Dâhilî (正教徒「共同体」の内規) (TL, Vol. 10: 68), 「Nizâm-nâme (法規) (Tezâkir: 21-39: 237), 「Nizâmnâme-i 'Umûmî (総法規) (İ. HR9724所収の各文書), 「Rum Nizâmnâmeleri (正教徒の諸法規) (İ. HR10716), 「正教会総主教座に関する法規 (Rum Patrikhânesine dâ'ir nizâmnâme) (YEE112), 「スルタン陛下に忠実な正教徒を統轄する総主教座のもとでの教会や民族の状況の整理に関する総法規 (JK), 「των νέων κανονισμών εγκανισθέντος διοικητικού συστήματος (体系的な (「共同体」) 運営に導入した新しい諸法規) (Γεδεων 1890: 701), などのように記している。

以上のように、1860年代に成立した正教徒「共同体」の運営組織に関する法規の名称は、史料によって異なっている。すなわち、『法令集』は後年 (H. 1289 (1872/73) 年) の出版物であることから、Rum Patriklîği Nizâmâtı という名称は『法令集』の編者アフメト・ジェヴデト・エフェンディ Ahmed Cevdet Efendi (以下、ジェヴデト) によって後から付けられた可能性がある。

### (2) 構成

総主教座から帝国政府に提出されたギリシア語草案は、以下の①～⑤のように分けられて順次、帝国政府において審議された。なお『法令集』所収のオスマン語テキストにおいて、幾つかの章や節の見出しは「～の訳文である (tercümesidir)」と記されているが、これはギリシア語草案の訳文という意味である。

- ① 総主教選出に関する法規<sup>7)</sup>：1章（fasıl）（総主教選出までの手順，13条），2章（総主教位に適任で，選出される者の資質，3条），3章（総主教選出のために組織される総会（meclis-i ‘umûmi）の成員について，3条）
- ② 主教位にふさわしい聖職者に必要な資質とその選出方法に関する法規（piskoposluğa müstahak olacak râhiblerin sıfat-ı lâzîmeleriyle usûl-i intihâbiyyelerini mutazammın nizâmnâmenin tercümesidir）（14条）
- ③ 府主教会議の成員とその構成に関する法規（cemâ‘at-ı metropolitanın hey‘etiyle sûret-i teşkîlini mutazammın nizâmnâmenin tercümesidir）（12条），イスタンブル総主教と府主教会議の互いの関係に関する法規（İstanbul Patrîkiyle cemâ‘at-ı metropolitanın yekdiğlerine olan münâsebâtını hâvî nizâmnâme tercümesider）（21条）
- ④ 常設聖俗混合会議の構成に関する法規（meclis-i muhtelit-i dâ‘iminin sûret-i teşkîli nizâmnâmesidir）（15条），常設聖俗混合会議の成員の職務（meclis-i muhtelit-i dâ‘imi a‘zâsının vezâ‘ifi）（16条）
- ⑤ 聖職者の俸給に関する法規（13条。5条からは「主教の特別手当（piskoposların perâkende ‘avâ‘id-i mahsûsaları）」<sup>8)</sup>，修道院に関する特別手当（manastırların perâkende ‘avâ‘id-i mahsûsaları）（8条）

一方，*IK*では上記の②～⑤に対応して，「第二法規（κανονισμος δευτερος）」，「第三法規（κανονισμος τριτος）」というようにそれぞれに番号が付けられている。

### (3) 成立年代

『法令集』所収の「総主教座」テキストには日付が一切記されていない。このため先行研究においては，その成立年代に関して様々な説がみられた。たとえば，1861年説（Eryılmaz 1990: 118）や1860～62年説（Davison 1963: 128; Stamatopoulos 2006: 260）もあるが，殆どは1862年とみなしている。しかしながら，公文書ファイルİ. HR9724からは1860～62年の間に順次，君主によって裁可されたことが分かる（表1参照）。

なお，『法令集』には「総主教座法」に続いて，アルメニア教会信徒とユダヤ教徒の同様の法規も収録されている。ユダヤ教徒の法規の末尾にはH. 1281年シャッワール月23日（1865年3月

表1：草案に関する特別委員会の報告書，大宰相の上奏と君主の裁可の日付\*

①	草案の修正に関する大宰相から君主への上奏（H. 1276 Z 20/1860年7月9日）
	君主の裁可（H. 1276 Z 21/1860年7月10日）
②	草案の修正に関する特別委員会の報告書（mazbata, H. 1277 C 29/1861年1月12日）
	大宰相から君主への上奏（H. 1277 B Selh/1861年2月11日）
	君主の裁可（H. 1277 § Gurre/1861年2月12日）

③	草案の修正に関する特別委員会の報告書 (H. 1277 B Selh/1861年2月11日)
	大宰相から君主への上奏 (H. 1277 § 13/1861年2月24日)
	君主の裁可 (H. 1277 § 14/1861年2月25日)
④	草案の修正に関する特別委員会の報告書 (H. 1278 M 6/1861年7月14日)
	大宰相から君主への上奏 (H. 1278 M 29/1861年8月6日)
	君主の裁可 (H. 1278 M Selh/1861年8月7日)
⑤	草案の修正に関する特別委員会の報告書 (H. 1277 L 13/1861年4月24日)
	大宰相から君主への上奏 (H. 1278 § 27/1862年2月27日)
	君主の裁可 (H. 1278 § 28/1862年2月28日)

※表の①～⑤は第一章第二節で挙げた番号に対応。それぞれはİ. HR9724に所収、BD no. 5に掲載されている。ヒジュラ暦の月名は、第一月より、M, S, Ra, R, Ca, C, B, Ş, N, L, Za, Zと略記した。

19日) という日付があり (p. 975), これを「総主教座法」テキストの成立年代とみなす場合もみられる (Sağlam 2006: 22)。しかしながら, この日付はユダヤ教徒の法規の承認に関する勅旨 (irâde) が発行された日付だと思われる。

#### (4) 小結

以上を踏まえると, 「総主教座法」とは, 1860～62年のあいだに帝国政府 (帝国君主) によって順次裁可された, 正教徒「共同体」の運営に関する複数の法規が集成されたものといえる。そして, 成立当初は明確な名称はなく, Rum Patrikliği Nizâmâtı は後年に付けられた名称と考えられる。

## 2. オスマン語テキストの諸問題

ΓΚの冒頭においては, 「トルコ語の翻訳 (Μεταφρσις εκ του Τουρκικου)」と記されている (p. 14)。つまり, ΓΚはいずれかのオスマン語テキストを翻訳したものだといえる。それでは, ΓΚはどのオスマン語テキストから訳されたのであろうか。以下では, 各オスマン語テキストの概要と, それぞれの相違点について検討する。

### (1) 各テキスト

管見のかぎり, 主なオスマン語テキストは以下のものがある<sup>9)</sup>。

- (i) 『法令集』: 上述のように, 「総主教座法」が所収されている2巻は1872/73年に刊行されており, 「総主教座法」末尾 (p. 937) には日付は記されていない。
- (ii) İ. HR9724: 前章の「構成」で挙げた①～⑤の各ギリシア語草案のオスマン語訳に対する修正, それらに関する特別委員会 (後述) の報告書, 大宰相から君主への上奏などを一つにまとめた公文書ファイル (表1参照)。

- (iii) BD5: 9-37<sup>10)</sup> : İ. HR9724 と内容は同じである。このため、İ. HR9724 の各文書が1862年2月28日以降にBD5に記録されたと思われる。
- (iv) Y. EE112 : 表紙には、「正教会とアルメニア教会の総主教座の法規 (Rum ve Ermeni Patrikhâneleri Nizâmnâmeleri)」という表記と、財務暦1313年2月 (Kânûn-ı Sani) 1日 (1898年1月13日) という日付がみられる。一方、本文冒頭には「正教会総主教座に関する法規の写しである (Rum Patrikhânesine dâ'ir nizâmnâme sûretidir)」と書かれている。末尾には、H. 1278年ムハッラム月29日 (1861年8月6日) という日付とともに、御前会議局 (dîvân-ı hümâyûn kalemi) の印もある。つまり、1861年8月6日にİ. HR9724中の修正された条文のみを御前会議局において記録したものが、なんらかの経緯を経て1898年2月1日にY. EE112として移管されたと思われる。

ただし表1を参照すると、1861年8月6日時点では「総主教座法」の一部 (前章「構成」の④と⑤) はまだ君主の裁可を得ていない。しかしながら実際には、Y. EE112というテキストが存在することから、1861年8月6日までには少なくとも「総主教座法」の条文がほぼ確定していたと考えられる。

一方、*TK*には、「総主教座法」とともに臨時特別会議とその成員の職務に関する規定も所収されており、1862年に総主教座内の印刷所から出版された<sup>11)</sup>。

## (2) 各テキストの違い

上記の各オスマン語テキストのあいだには、大きな相違箇所が三つある。一つ目は、「イスタンブル総主教と府主教会議の互いの関係に関する法規」の末尾にある特別委員会の注記であり、『法令集』には以下のように記されている。以下、引用文中の [ ] は筆者による補足である。

この法規は最高評議会 (meclis-i 'âli) においてまた承認されたのである<sup>12)</sup>。

この法規は再審議された後、[最高] 評議会の全成員より承認されて、総主教の辞任に関して、府主教会議と、常設聖俗混合会議の成員である「共同体」のロゴフェト<sup>13)</sup>の位階でみられた人物や「共同体」の名士とまた協力する必要があることは、[常設聖俗混合] 会議の成員であるロゴフェト・ベイより申告されたので、[この注記は] この箇所に示されたのである<sup>14)</sup>

この記述は、『法令集』・BD5・İ. HR9724には記されているが、YEE112と*TK*には記されていない。

二つ目は、総主教座に関する歳出・歳入の一覧である (史料1参照)。これは『法令集』所収のテキストでのみ記されておらず、その理由は不明である。また、各オスマン語テキストと*TK*との記述では何箇所か異なっている。異なっているそれぞれの箇所を比較すると、各オスマン語テキストの記述はいずれも同じであり、同様の間違いを記している。一方、*TK*では、オスマン語テキストにはない記述もあり、数値の間違いもない。オスマン語テキストと*TK*との相違の理由は不明であるものの、オスマン語テキストからギリシア語に訳す際に訳者が間違いに気付

いて修正した可能性は考えられる。その際には、ギリシア語草案が再度参照されたのかもしれない。

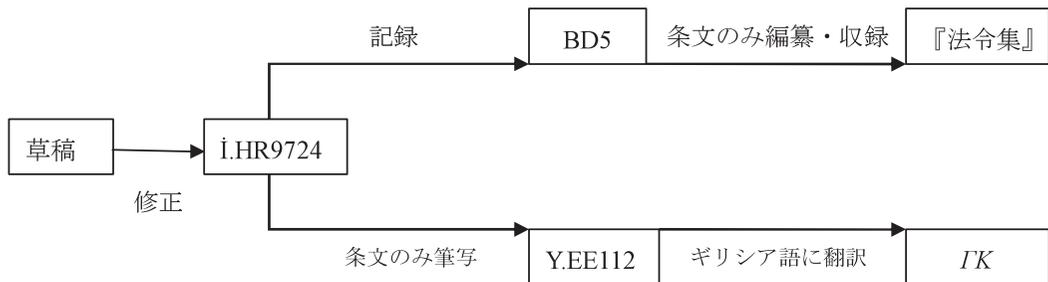
三つ目は、第一章の「構成」にある③～⑤の各末尾に記されている正教徒の名の一覧である（表2参照）。これはBD5とĪ. HR9724には記されているが、Y. EE112では全く記されていない。また*IK*では、⑤の末尾にある一覧のみが記されている。さらにBD5やĪ. HR9724と*IK*とのあいだでは、⑤の末尾にある一覧中の俗信徒の数が異なっている<sup>15)</sup>。おそらくオスマン語テキストの間違いを*IK*では修正したと思われる。

### (3) 小結

各テキストの関係についてまとめると、文面は同じであることから、Ī. HR9724内の各文書を記録したものがBD5と推測される。一方、Y. EE112に関しては、それぞれのテキストの成立時期を考慮すると、BD5ではなく、Ī. HR9724から条文の箇所のみを筆写したものと考えられる。そして、Y. EE112に記されていない記述があることから、条文に加えて、BD5のなかでジェヴデトが必要であると思われる記述を挿入や削除して編纂されたものが『法令集』所収のテキストであろう。

*IK*に関しては、各オスマン語テキストの形態から考えて、おそらくY. EE112を参照したと考えるのが最も妥当と思われる。ただし、*IK*はY. EE112をそのまま訳したわけではなく、何箇所かの追記や修正がみられる。

各テキストの関係を図に示すと、以下ようになる。



## 3. 「総主教座法」の成立過程

### (1) 改革勅令の公布から「総主教座法」成立までの過程

本節では、改革勅令の公布から「総主教座法」が成立する1860年代前半までの帝国政府と正教徒「共同体」それぞれの動向と手続きの流れを簡単に整理する。

1856年2月18日に公布された改革勅令のなかで、「総主教座法」制定に関係する部分は次のようである。

……キリスト教徒やその他の非ムスリム臣民の各「共同体」は、一定期間内で特権や免税の考慮や調査に着手し、これに関してその時の、そして文明の指針もしくは〔調査により〕獲得された情報が必要とする諸改革は、陛下のご意思や承認で、そしてオスマン帝国政府の管理下で、特に〔それぞれの〕総主教座で組織される会議を通して議論されて、政府に上奏し説明されなければならない。故人である征服者スルタン・メフメト2世陛下、あるいは偉大なる〔メフメト2世の〕ご子孫により、総主教や主教たちに授与された許可や権限は、わがパーディシャー〔＝君主〕の寛大なるご意思によってこの〔非ムスリム〕「共同体」に保証された状態や、新しい状況にも適用される。そして、現在効力のある総主教の選出方法は改革された後、総主教位は認可状の布告にしたがって終身〔位〕として任命される方法は完璧に適切に実施されること、そして帝国政府と様々な「共同体」の聖職者の長たちとのあいだで決定するであろう方式にしたがって、総主教や府主教やムラハッサや主教やハハム〔＝ラビ〕の任命の際に請願された方法が実施されること、いかなる形式や名目であれ、聖職者たちに与えられている贈与は全て禁止されて、その代わりに総主教や「共同体」の長たちには定額の収入が確保される〔こと〕、その他の聖職者もまた位階の重要性に、そしてこれより後に与えられる決定によって、平等や正義にしたがって給与が指定される〔こと〕、しかしながらキリスト教徒聖職者の動産や不動産にいかなる中断も与えられず、キリスト教徒やその他の非ムスリム「共同体」の事柄の管理は、各共同体の聖職者と俗信徒のあいだで選出された成員より構成される会議に委託されること……（後略）<sup>16)</sup>

以上のように改革勅令には、これまでの聖職者の特権を保証しつつも、非ムスリムの各「共同体」における改革、特に総主教や高位聖職者の選出方法に対する改革、聖職者の収入の定額化、「共同体」運営に関わる業務への俗信徒の参加が必要とされて、それらの改革は帝国政府の管理下で実施されることが明記されていた。

これに対して、1856年3月に当時の総主教キリロス (Kirillos, Κυρίλλος) は、それまでの徴税システム (所謂「聖職者徴税請負制」<sup>17)</sup>) の維持を保障する勅令の発行を帝国政府に請願した。しかし、外務大臣ファト・パシャ Fu'at Paşa は改革を望んでおり、その要望を拒絶した (Gerasimos 1992: 123)。1857年7月には、当時の大宰相の主導によって、新たに設立される聖俗混合会議に参加する俗信徒の代表者選出のために、総主教キリロスが回状を発行することになった (Gerasimos 1992: 123)。同年10月18日には、後に「総主教座法」となる法規の草案を作成するために総主教座内で召集される臨時特別会議 (meclis-i mahsûsa-ı muvakkat) の成員やその権限に関する規定 (ta'limat, 全16条) が、当時の帝国の最高立法機関であったタンズィマート高等評議会承認された。この規定の重要性は先行研究で既に指摘されており、主な論点が臨時特別会議の成員の選出方法 (1～6条)、世俗的な事柄と宗教的な事柄の取り扱いの区別 (7～12条)、聖職者の俸給定額化 (13～14条) などであったことが明らかになっている (佐原 2003: 387)。さらにこの規定には、「臨時特別会議における議論の際には、帝国政府から派遣される官僚一人が列席する」(第6条)、「この〔臨時特別〕会議での決定稿は意見書 (lâyihâ) として帝国政府に

上奏される。そして、その意見書はタンズィマート高等評議会で調査された後、陛下のご命令に従って、その施行が考慮されて、オスマン帝国の諸法 (*kavânî-i Saltanat-ı senniyye*) の一つとなる」(第15条)、などの条項があった (*İ. HR7850; FK*)。この二つの条項からは、改革勅令に忠実に正教徒「共同体」の改革を監督し、実施させていこうとする帝国政府の意図とともに、臨時特別会議によって草案が作成される「総主教座法」はオスマン帝国の重要な法規の一つと考えられていたことが確認できる。そして、この規定に従って総主教座内で組織された臨時特別会議によって、後に「総主教座法」となる法規のギリシア語草案が作成されていった。

しかし、草案の作成は難航した。なぜならば、「共同体」運営への参加を明文化しようとする俗信徒の代表者と、これまでの権限や権益を保持しようとする聖職者とのあいだでの争いがあったからである。このため1859年7月には、当時の大宰相アーリー・パシャ *Ali Paşa* が改革に反対する府主教5人の管轄教区への帰還を命令し、決定された草案は逐一、帝国政府に提出することを総主教座に強く警告した (*İ. HR9109*)。その後も作成作業は難航したが、草案は順次、おそらく外務省を通して大宰相府に提出されていった。

草案が作成されているあいだにも様々な事件が発生した。1860年4月3日には、イラリオン・マカリオポルスキなどが正教会からのブルガリア教会の独立を宣言した。しかし、帝国政府は正教徒「共同体」の分裂には反対であったため、イラリオンらはすぐに逮捕された(佐原 2003: 159)。さらに同年7月1日には総主教キリロスが辞職した。辞職理由としては、①マカリオポルスキなどブルガリア系の者たちに正教会からの分離宣言をさせてしまったため (*Refik H. 1341: 80*)、②改革が円滑に実施されていないために帝国政府により辞職させられた (*Gerasimos 1992: 130*)、③健康上の理由 (*ma'zeret-i vücudîyye*) (*TL, Vol. 9, p. 163*)、など諸説あり、おそらく様々な要因が複合的に重なってキリロスが辞職する事態になったと思われる。いずれにせよ次の総主教の選出が緊急に必要になり、1860年7月10日に「総主教座法」のなかで総主教選出にかかわる部分(第一章の「構成」で示した①)が君主によって裁可された(表1を参照)。そして同年10月には、新たな規定に従って、ヨアキム2世(*Ioakim II, ΙωακείμΒ*)が新総主教として就任する。

ところで、提出された草案(の翻訳)を審議するために、タンズィマート高等評議会内で特別委員会が組織された。表1を参照すると、特別委員会は1861年1月から同年7月のあいだに、4回に分けて第一章の「構成」で示した②～④の草案を審議した。ただし、「総主教選出に関する法規」(第一章の「構成」で示した①)のみは特別委員会ではなく、閣僚と特別会議の成員(*vükelâ-yı Saltanat-ı seniyye ve a'zâ-yı meclis-i mahsûs*)によって審議されたようである。なぜならば、特別委員会の成員は1860年5月末～同年秋まで、当時の大宰相クブルスル・メフメト・エミン・パシャ *Kıbrıslı Mehmet Emin Paşa* のバルカン視察<sup>18)</sup>に同行していたためである。また、第一章の「構成」で示した②～④に関する特別委員会による修正案の審議、および「総主教選出に関する法規」の審議は、閣議(*encümen-i mahsûs*)<sup>19)</sup>で行なわれた(1860年7月, 1861年1月～1862年2月, 表1参照)。そして、これらの機関での審議結果は順次、大宰相に上奏されて君主の裁可を得た(1860年7月, 1861年1月～1862年2月, 表1参照)。

(2) 「総主教座法」成立に関係した者たち

「総主教座法」成立に関係した者たちについてはまず、草案を作成するために召集された臨時特別会議や、その権限に関する規定を審議した者たちがいた。この規定の審議にかかわった帝国政府側の者たちは規定末尾の印章から8人<sup>20)</sup>であったことが分かる。そのなかには、当時外務大臣であったファト・パシャ、修史官であった前述のジェヴデトなどがいた。同年の『国家年鑑』(SD)によれば、ファト以外の者たちはタンズィマート高等評議会の成員であった<sup>21)</sup>。すなわち、臨時特別会議に関する規定は政府高官によって審議された。そして、この規定に従って、「総主教座法」の草案を作成するために総主教座で臨時特別会議が設立された。

臨時特別会議の成員について、先行研究では主に「7人の聖職者と20人の俗信徒代表から構成されていた」、さらには、「ブルガリア系の代表者4人が含まれていた」、などと説明されている(佐原2003:155)。ところが各草案をみても、実際にはそれぞれの末尾に署名がある者たちの数は、26人、28人、24人のように異なっていた(表2参照)。このように各草案に関して署名者数が異なっている理由としては、①臨時特別会議の構成人数は常に27人というわけではなかった、あるいは、②各草案を承認しない者は署名をしなかった、などが考えられる。

表2：臨時特別委員会の成員\* (斜体はⅠ～Ⅲ共通の者)

	Ⅰ：「構成」③の末尾に署名があった者たち	Ⅱ：「構成」④の末尾に署名があった者たち	Ⅲ：「構成」⑤の末尾に署名があった者たち
1	<i>İskenderiye Patriği Kalinkos</i>	<i>İskenderiye Patriği Kalinkos</i>	<i>İskenderiye Patriği Kalinkos</i>
2	<i>Selanik Metropolidi Neofitos</i>	<i>Selanik Metropolidi Neofitos</i>	<i>Selanik Metropolidi Neofitos</i>
3	<i>Edirne Metropolidi Kirilos</i>	<i>Edirne Metropolidi Kirilos</i>	<i>Edirne Metropolidi Kirilos</i>
4	<i>Amasya Metropolidi Sofronyos</i>	<i>Amasya Metropolidi Sofronyo</i>	<i>Amasya Metropolidi Sofronyo</i>
5	<i>Narde Metropolidi Sofronyos</i>	<i>Narde Metropolidi Sofronyos</i>	<i>Narde Metropolidi Sofronyos</i>
6	<i>Galos Metropolidi Vedonyos</i>	<i>Galos Metropolidi Vedonyos</i>	<i>Galos Metropolidi Vedonyos</i>
7	<i>Menlek Metropolidi Dibonsiyos</i>	<i>Menlek Metropolidi Dibonsiyos</i>	<i>Menlek Metropolidi Dibonsiyos</i>
8	<i>Silivri Metropolidi Miltiyos</i>	<i>Silivri Metropolidi Miltiyos</i>	<i>Silivri Metropolidi Miltiyos</i>
9	Nikolaki Arstarhi	Yani Ebsimari	<i>Aleko Koptadi</i> (Ⅰ・Ⅱの11)
10	<i>İstefan Karatodori</i>	<i>İstefan Karatodori</i>	<i>İstefan Karatodori</i> (Ⅰ・Ⅱの10)
11	<i>Aleko Koptadi</i>	<i>Aleko Koptadi</i>	Kostantiniri Karatodori
12	<i>Kostandi Karatodori</i>	<i>Kostandi Karatodori</i>	<i>Kostandi Karatodori</i>
13	<i>Vasil Karkoçi</i>	<i>Vasil Karkoçi</i>	Kostaki Adosidi (Ⅰの14)
14	Kostaki Adostidi	Hristo Zoğrafos	<i>Dimitri Aposolidi</i> (Ⅰの23, Ⅱの16?)
15	<i>İstefan Nikolaki</i>	Yani Bordaki	<i>Vasil Kırkoçi</i> (Ⅰ・Ⅱの13)
16	Pavlos Apostobos	Dimitri İstolidi	<i>Hristo Zografo</i> (Ⅰの19, Ⅱの14?)
17	<i>Kostandi İsteryavi</i>	Cano Kostandidi	<i>Yani Yağcıoğlu</i> (Ⅰの26, Ⅱの19)
18	<i>Yani Anaştasyadi</i>	Eftembos Kiryako	<i>Kostandi İsteryadi</i> (Ⅰの17, Ⅱの22)
19	<i>Hristaki Zoğrafos</i>	<i>Yani Bağcıoğlu</i>	Pavlo Apostolidi (Ⅰの16?)
20	<i>İstekali Ayakhoğlu</i>	<i>İstefan Nikolaidi</i> (Ⅰの15)	<i>Yani Anaştas</i> (Ⅰの18, Ⅱの27?)
21	Yani Mihailoğlu	Panayot İstolidi	<i>Cano Kostandindi</i> (Ⅱの17)

22	Kiryako Neçota	<i>Kostandi İsteryadi</i>	<i>İstefan Nikolaid</i> ( I の15, II の20)
23	<i>Dimitri Apostolidi</i>	Kiryako Neçota ( I の22)	<i>İsterani Ayakhoğlu</i> ( I の20, II の25)
24	Nikola Hacı Menço (ブルガリア系)	Gorail Viçkoviç (ボスニア代 表のセルビア人)	Kiryako Neçota ( I の22, II の23)
25	Yovan Bordaki	<i>İsterati Ayakhoğlu</i> ( I の20)	
26	<i>Yani Yağcıoğlu</i>	Yani Mihailoğlu ( I の21)	
27		<i>Yani Anaştasyadi</i> ( I の18)	
28		Hacı Nikola Mençoğlu ( I の24?, ブルガリア系)	

※表記は Kılıç 1988 に従った。

次に、帝国政府に提出された各草案（の翻訳）を審議し、修正するためにタンズィマート高等評議会内で組織された特別委員会が存在した。特別委員会による各報告書にはいずれも、次の4人の印章が押されていた。その4人とは、①上述のジェヴデト<sup>22)</sup>、②大宰相補佐官 (*müsteşar-ı sadr-ı ‘ali*) アフィフ・イスマイル・エフェンディ Afif İsmail Efendi<sup>23)</sup>、③ベイリクチ (*beğlikçi*)<sup>24)</sup> ベシム・ベイ Besim Bey<sup>25)</sup>、④ベイリクチ補佐官ニヤージー・アブドゥラー・エフェンディ Niyazi Abdullah Efendi<sup>26)</sup>、である。

彼らの共通点としては、たとえばジェヴデトとアフィフは、改革勅令の校正のためにファト・パシャによって設立された委員会に参加している (*Tezâkir: 1-12: 67*)。ほかにもニヤージー以外の3人は、前述のクブルスル・メフメト・パシャのバルカン視察に随行している (*TV, 588号; TL, Vol. 9: 160; Cevdet1980: 21*)。さらにこの3人は、1860年8月あるいは10月に大宰相補佐官職が空位になった際、次にその地位に就任する候補者として彼らの名が人々のあいだで噂されていた (*Tezâkir: 13-20: 126*)。このように、少なくともジェヴデト、アフィフ、ベシムは当時の有力官僚であり、オスマン帝国史の重要な局面にかかわっていた者たちであった。また、アルメニア教会信徒「共同体」の法規が審議された時 (1863年) には、ジェヴデトが主導的立場 (*riyâset*) であったようなので (*Tezâkir: 21-34: 237*)、この特別委員会においても彼が主導的役割を果たしていたと考えられるが、審議過程の詳細は不明である。

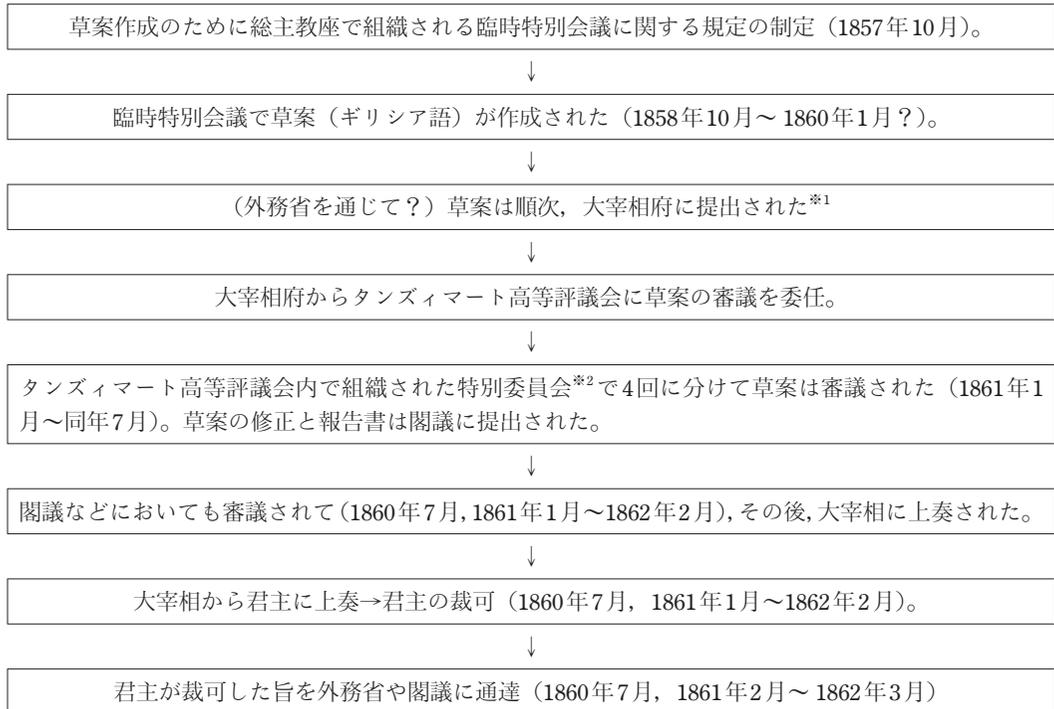
次に前述の閣議<sup>27)</sup>や特別会議の成員なども「総主教座法」の成立にかかわっていた。特別会議の詳細は不明であるが、これらの会議では特別委員会の修正案が審議され、原則として多数決で採決された。1860年6月から約1年間、アーリー・パシャが要職を兼任していたことから<sup>28)</sup>、おそらく彼が審議を主導したと考えられる。ただし、議事録は残ってないため審議の様子は不明である。

### (3) 小結

本章の結論としては、総主教座より提出された草案は帝国政府内においても特別委員会や閣議などの機関において審議され、修正が行われたことが明らかになった。「総主教座法」オスマン語テキストが成立するまでの手続きの流れとしては、表3のようになるであろう。そして、臨時

「正教会総主教座法（Rum Patrikliği Nizâmaâtı）」の成立過程に関する予備的考察

表3：「総主教座法」成立までの経緯



※1：草案がどの段階（外務省か大宰相府か）でオスマン語に訳されたのかは不明。

※2：①（第一章「構成」参照）の草案が提出された時には、特別委員会は組織されていなかった。

特別会議の成員やその権限に関する規定の審議、特別委員会の成員として草案の審議に、ジェヴデトがかかわっていた。つまり、同時代に制定されたほかの法規と同様に<sup>29)</sup>、「総主教座法」オスマン語テキストの大部分は、より正確には総主教選出に関する箇所以外は、ジェヴデトを中心に審議や修正がなされたと考えられる。一方、総主教の選出に関する部分は、アーリー・パシヤが草案の審議や修正を主導したと推定される。

## おわりに

以上のように考察した結果、「総主教座法」に関する従来の説は幾つかの点で修正する必要があることが明らかとなった。具体的には次のとおりである。

- ① 「総主教座法」とは1860～62年のあいだに帝国政府（君主）によって順次裁可された、正教徒「共同体」の運営に関する幾つもの法規が集成されたものといえる。ただし、オスマン語テキスト自体は1861年8月6日以前には既に確定していた。そして、成立当初は明確な名称はなく、「正教会総主教座法（Rum Patrikliği Nizâmâtı）」という通称は後にジェヴデトによって付けられた名称であったと推定される。
- ② 『法令集』所収のテキストは、「総主教座法」の条文が一応確定した1861年のテキスト

(Y. EE112やBD5)をそのまま収録したものではない。テキスト間のさらに詳細な比較・検討は必要であるものの、少なくとも『法令集』所収のテキストには、総主教座に関する歳出・歳入の一覧が記されていない。また、1861年の各テキストも、少なくとも総主教座に関する歳出・歳入の一覧において誤記があるため、ギリシア語テキストを適宜参照しなければならない。

- ③ 「総主教座法」の草案はギリシア語からオスマン語に訳されて、帝国政府内の複数の機関で審議された。特に各条文を審議し、修正や加筆などをし、テキストの確定に重要な役割を果たしたのが、ジェヴデトを中心とする4人の有力官僚によって構成された特別委員会であった。本稿での考察結果を踏まえ、今後はİ. HR9724に所収されている、草案に対するジェヴデトなど特別委員会の修正・加筆箇所、特別委員会の報告書などを詳細に検討し、「総主教座法」に対するオスマン帝国政府の政策をさらに詳しく考察したい。

史料1：総主教座に関する歳出・歳入の一覧<sup>\*1</sup>（以下は、YEE112から）

記載事項	金額
「総主教座における雇用人の年給、その他の必要経費や「共同体」の慈善活動で費やすために徴収される金額 (Patrikhâne müstehdiminin senevî ma'âş-ı mahsûslarıyla masârif-i lâzime-i sâ'ireleri ve milletin hayrat ve hüsnatına sarf olunmak üzere tahsis kılınan mebâlig)」	
給与として総主教代理である者に (ma'âş olarak Patrik vekili bulunan zâta)	24000krş <sup>*2</sup>
[給与として] 府主教会議の筆記者たちに (cemâ'at-ı metropolitan yazıcılarına)	27000 krş
[給与として] イスタンブル総主教と聖俗混合会議の筆記長に (İstanbul Patrikiyle Meclis-i muhtelitin baş yazıcısına)	28000 krş <sup>*3</sup>
[給与としてイスタンブル] 総主教と前述の会議 [=聖俗混合会議] の第二筆記者に (Patrik ile meclis-imezkûrun ikinci yazıcısına)	24000 krş
[給与としてイスタンブル] 総主教と前述の会議の書記長に (Patrik ile meclis-i mezkûrun baş kâtibine)	48000 krş
[給与としてイスタンブル] 総主教と前述の会議の第二書記に (Patrik ile meclis-i mezkûrun ikinci kâtibine)	30000 krş
[給与としてイスタンブル] 総主教に属する教会の事務官に (Patrik kilisesi me'mûrına)	12000 krş
[給与として] 守衛6人に (altı nefer yasakçılara)	36000 krş
[給与として] チャヴシュ6人に (altı nefer çavuşlara)	36000 krş
[給与として] 総主教座のカブ・ケトヒュダーに (Patrikhane kapı kethüdâsına)	60000 krş
[給与として] 総主教座のカブ・オウランに (Patrikhane kapı oğlanına)	30000 krş
[給与として] 説教師1人に (bir nefer va'ize)	24000 krş <sup>*4</sup>
総主教座のポンプや排水溝、その他の支出のため (Patrikhanenin tulumba ve oluk ve sâ'ire masâtifiçin)	30000 krş
府主教会議の成員のなかから必要である者たちに、そして手当てとして主教たちに与えられる銀貨 (cemâ'at-ı metropolitan a'zâsından iktizâ edenlerine ve i'âne olarak piskoposlara verilecek akçe)	250000 krş

「正教会総主教座法（Rum Patriklîği Nizâmaâtı）」の成立過程に関する予備的考察

「共同体」の慈善活動に費やされる金額（milletin hayrat ve hüsenatına sarf olunacak mebâlig）	300000 krş
復活祭で貧者に分け与えられる施しと手当て（paskalyalarda ashâb-ı zarûrete dağıtılan i'âne ile fukarâya verilen ma'âşlar）	100000 krş
総主教座の教会の支出のため（Patrikhâne kilisesi masârifçin）	50000 krş
<b>[合計] 116万5千クルシュ（yalnız bir milyon yüz altmış beş bin kuruş）</b>	<b>1165000 krş<sup>*5</sup></b>

徴収される年次歳入の通告（tahsîs kılınan irâdât-ı seneviye beyânındadır）

ワラキアとモルドヴァにある不動産であり、ルメリ [=バルカン] に存在する、その方面で歳入が60000 マジャール金貨を超過している修道院から徴収される銀貨（Eflak ve Boğdan taraflarında emlâğı olup Rumeli'de vâkî' ve o cihetle irâdî altmış bin macâr altınını mütecâviz olan manastırlardan tahsîl olunacak akçedir）	6000ma <sup>*6</sup>
シナイ山の修道院より得られる金額（Tur-ı Sina manastırlarından alınacak mebâlig）	2000ma
エルサレム[総主教座]の公庫より得られる[金額]（Kûdus-ı şerif sandığından alınacak）	8000ma
アトスの公庫より得られる[金額]（Aynaroz sandığından alınacak）	4000ma
<b>[合計] 2万マジャール金貨（yalnız yigirmi bin macâr altın）</b>	<b>20000ma</b>
上記の2万マジャール金貨から、[一マジャール金貨あたり] 各52クルシュとして生じるクルシュ（bâlâda mücerred yigirmi bin macâr altınından beher elli iki kuruştan hasıl olan kuruş）	1040000 krş
書類作成手数料より生じる銀貨（rüsûm-ı kalemiyyeden hâsıl olacak akçe）	150000 krş
毎年、[総主教座に属する] 修道院より獲得される銀貨（beher sene manastırlardan ahz olunacak akçe）	60000 krş
<b>[合計] 125万クルシュ Yalnız bir milyon iki yüz elli bin kuruş</b>	<b>1250000 krş</b>

※1：「イスタンブル総主教の年次固定給のために毎年主教より支払われる金額」の項において記されている。なお、この一覧は『法令集』でのみ記されていない。

※2：krş：当時のオスマン帝国で使用されていた通貨単位（クルシュ、kuruş）

※3：FKでは、48000

※4：FKでは、以下の2項目が挿入されている

Δυσί Γραμματευσί Κληρικοί, ων είς έστίν ό Πρημμικήριος 240000

Τό Γραμματεί της Μ. Πρωτοσυγγελλίας 12000

※5：YEE112などオスマン語テキストの数値ではこの数値にならない。FKの数値で計算するとこの数値に合致する。

※6：ma：マジャール金貨

## 註

- 1) 19世紀半ばのオスマン帝国には、正教徒、アルメニア教会信徒、カトリック、プロテスタント、ユダヤ教徒などの各「共同体」が存在していた。それぞれの「共同体」は、宗教・宗派ごとに教会組織（聖職者）を中心に、帝国政府より信徒からの徴税と信徒の統轄が任され、一定の「自治」が認められていた。なお、オスマン帝国の非ムスリム臣民に関する宗教・宗派ごとの統轄の枠組みを「共同体」と訳すことが適切かどうかは、今後も検討していかなければならない課題である。このため、本稿では仮訳として「」をつけることにした。
- 2) 上野2010においても、今後の課題として「ミレット憲法」研究の重要性が指摘されている。また、オスマン帝国における非ムスリム臣民の支配構造に関する近年の研究動向については、Kenanoğlu2004; 上野2006も参照。

- 3) パリ講和条約の第9条は次のようであった。「第9条：オスマン帝国スルタンは、臣下の幸福を常に思いやる中で勅令を発し、臣下が置かれている条件を宗教や人種の別なく改善する方針をとるとともに、帝国内のキリスト教徒に対する寛大な思いやりを示し、この点に関する自らの思いをさらに示す証として、自らの意思から自然に発したこの勅令を、本条約締約者に伝えることを決定した。…（後略）」（歴史学研究会2007：218）。パリ講和条約の各条項に関しては、Hurewitz1956: 153-156も参照。
- 4) 改革勅令の全文は、TV, 539 (H. 1272 C 25/1856年3月3日)号, 1-2; *Düstâr*, Vol. 1: 7-14; Abadan1999: 31-58などに掲載されている。
- 5) 本稿における正教徒とは、オスマン帝国臣民のなかで正教を信仰し、イスタンブル世界総主教を頂点とした正教会組織の管轄下にあった者たちのこととする。ただし、正教徒全てがギリシア系というわけではなかった。たとえば、ブルガリア語、アラビア語、アルバニア語などを母語とする者たちも正教徒のなかに含まれていた。
- 6) 「総主教座法」のギリシア語テキストは、*TK*のpp. 14-64に所収されている。
- 7) 正式名称とオスマン語転写は次のとおり。  
「正教会総主教座の業務に関する改革のために、前述の総主教座で召集された委員会が総主教の選出や任命に関して編纂した総法規 (Rum Patrikhânesi umûrunun ıslâhı zımında Patrikhâne-i mezkûrede mecmû' olan komisyonun Patrik intihâb ve nasbına dâ'ir tertîb eylediği nizâmname-i 'umûminin tercümesidir.)」
- 8) 正式名称とオスマン語転写は次のとおり。  
「13万クルシュはイスタンブルの信徒から [徴収される]、そして、37万クルシュもまた以下の方式によって、それぞれ [の主教] に割り当てた額に応じて、固定給とともに主教から徴収し、「共同体」の公庫に引き渡されること、そして、[総主教] 自身に分割で与えられることに関して、聖俗混合会議において満場一致で [決められた]、総主教のために徴収される50万クルシュの年収と、総主教に属する全ての主教の年収を示した法規 (Yüz otuz bin kuruş Dersa'âdet ahâli-i İseviyesi tarafından ve üç yüz yetmiş bin kuruş dahi ber-vech-i âti her birine isâbet ettiği mikdâra göre ma'âş-ı mukannenleriyle berâber piskoposlar tarafından tahsil ve millet sandığına teslim olunmak ve kendisine ceste ceste verilmek üzere meclis-i muhtelit-i millette ittifâk-ı ara ile İstanbul Patriki için tahsis kılınmış olan senevî beş yüz bin kuruş ma'âş ile İstanbul Patriklîğine merbût ve tabî' bi'l-cümle piskoposların senevî ma'âşlarını mübeyyin nizâmnamenin tercümesidir)」
- 9) 本文で挙げたテキスト以外には、BEO. AYN. d1735に第一章の「構成」で挙げた①・②のみ筆写されている。①はH. 1277年ムハラム月24日 (1860年8月12日) 付の大宰相令と同年ラジャブ月5日 (1861年1月17日) 付の大宰相令とのあいだに、②はH. 1277年シャーバーン月13日 (1861年2月24日) に筆写されている。  
また、アンカラのトルコ歴史協会 (Türk Tarih Kurumu) に所蔵されている『法令大全』 (Külliyât-ı Kavânin) のなかにも、「総主教座法」の各法規が収録されている。ただし、それらはいずれも『法令集』所収の各法規を貼付したものである。
- 10) Kılıç1998に転写がある。また、Alkan2003: 153-200においても、BD5からの転写の一部と思われるテキストが掲載されているが、典拠は示されていない。
- 11) その他のギリシア語テキストに関しては、Tsikaloudaki2003: 2 (n. 2) を参照。
- 12) BD5とİ. HR9724では「承認されなかった (kabal buyurulmamışdır)」と記されている。この箇所は恐らく『法令集』の誤記と思われる。
- 13) ログフェトは、総主教座において俗信徒が務める最も重要な役職の一つであった。さらにくわしくは、

とりあえず吉田2011を参照。

- 14) 該当箇所のおスマン語は次のとおり。

「İşbu nizâmnâme meclis-i 'âlide dahi kabul buyurulmuşdur.

İşbu nizâmnâme tekrâr mu'âyene olunduktan sonra bi'l-cümle a'zâ-yı meclis tarafından tensîb ve istihsân kılınmış olub Patrikin 'azli husûsunda cema'at-ı metropolidan ile meclis-i muhtelit-i dâ'imâ a'zâsının logofet mesnedinde bulunan zât ve mu'teberân-ı millet ile dahî ittifâk etmeleri lâzım geleceği a'zâ-yı meclisden logofet beğ tarafından beyân ve serd-i re'y olunduğu işbu mahale işârete ibtidâr kılındı。」(Düstûr, Vol. 2: 921-922)

- 15) 各オスマン語テキストでは俗信徒の数は17人であるが、TKでは16人。

- 16) 該当箇所のおスマン語は次のとおり。

「…hıristiyan ve teba'a-ı gayr-ı müslime-i sâ'irenin her bir cemâ'atı bir mehl-i mu'ayyen içinde imtiyâzât ve mu'âfiyât-ı hâzıralarının rü'yete ve mu'âyenesine ibtidâr ile ol bâbda vaktin ve gerek âsâr-ı medeniyet ve ma'lûmât-ı müktesebenin icâb ettirdiği islahâtı irâde ve tensîb-i şâhânem ile Bâb-ı 'âlimizin nezâreti tahtında olarak mahsûsen Patrikhânelerde teşkil olunacak meclisler ma'rifetiyle bi'l-müzâkere cânib-i Bâb-ı 'âlimize 'arz ve ifâde eylemeğe mecbûr olarak cennetmekân Ebu'l-feth Sultan Mehmed Hân Sani hazretleri ve gerek ahlâf-ı 'izâmları taraflarından Patrikler ile hıristiyan piskoposlarına i'tâ buyurulmuş olan ruhsat ve iktidâr-ı niyat-ı fütüvvet-karane-i Padişâhemden nâşi işbu cemâ'atlara te'min olunmuş olan hal ve mevki'-i cedid ile tevfiğ olunub Patriklerin el-haletü-hazih câri olan usûl-i intihabiyeleri islah olunduktan sonra Patriklik berât-ı 'âlisinin ahkâmına tatbiken kayd-ı hayât ile nasb ve ta'yin olunmaları usûlinin tamâmen ve sahîhen icrâ ve Bâb-ı 'âlimiz ile cemâ'at-ı muhtelifenin rü'esâ-yı rûhâniyye beyninde karargîr olacak bir sûrete tatbiken Patrik ve metropolit ve murahhasa ve piskopos ve hahamların hîn-i nasbında usûl-i tahlifenin ifâ kılınması ve her ne sûret ve nâmle olub ise olsun râhiblere verilmekte olan cevâ'iz ve 'avâ'idât cümleten men' olunarak yerine Patriklere ve cemâ'at başlılarına vâridât-ı mu'ayyene tahsâs ve ruhbân-ı sâ'irenin dahî rûtbe ve mansıplarının ehemmiyetlerine ve bundan sonra verilecek karâra göre kendilerine ber-vech-i hakaniyet ma'âşlar ta'yin olunub…」(TV, 539号, 1)

- 17) 「聖職者徴税請負制」に関しては、Kenanoğlu 2004；上野2006を参照。

- 18) 1860年のクブルスル・メフメト・エミン・パシヤのバルカン視察に関しては、Köksal2007を参照。

- 19) encümen-i mahsûs は、19世紀半ばに設立された閣議の別名の一つであった。(Akyıldız1993: 180)

- 20) İ. HR7850には次の8人の押印がみられる。その8人の名は次のとおり。① Mehmet Fu'at, ② İbrahim Edhem, ③ Abdurrahman Sami, ④ Hıfzi Mustafa, ⑤ Şevket, ⑥ Ahmet Celal, ⑦ Mehmet Rüşti, ⑧ Cevdet.

- 21) SD, Vol. 12 (H. 1274): 37. タンズィマート高等評議会については、Akyıldız1993: 250-258を参照。

- 22) Ahmed Cevdet Efendi (1822/23~95): タンズィマート期 (1839~76年) を代表する歴史家、法律家、政治家。伝統的なイスラーム教育を受け、ウラマーとして職を得ていたが、1846年頃より「改革派」の政治家ムスタファ・レシト・パシヤの庇護を得るようになり、官僚としてもキャリアを積むようになった。1855年には修史官職 (~66年) に就き、1857年からはタンズィマート高等評議会の成員の一人でもあった (~1866年)。1866年以降は州総督や大臣職を歴任した。彼は刑法や土地法などの重要な法規の成立にも携わり、後に『法令集』や『民法典』(Mecelle) を編纂した。著作として、『ジェヴデト史』、ファト・パシヤと共同で執筆した『オスマン語文法』などがある。

- 23) Afif İsmail Efendi (?~1872): 名家 (キョプリュリュ家) の係累に属し、大宰相府でキャリアを積む。アーリー・パシヤがクリミア戦争の講和条約を締結するためにヨーロッパ諸国に赴いたときには彼も同

行した。1853～60年のあいだ、ベイリクチ職を務める。1860年8月に大宰相補佐官に就任した（～1861年11月まで）。（Sürreya, Vol. 3: 485）

- 24) 大宰相府に属する、勅令の起草・発行・保管にあたる御前会議局長。
- 25) Mehmet Besim Bey (1828?～1892)：クブルスル・メフメト・パシャの親類 (kayın biraderi) であり、大宰相府でキャリアを積む。上述のアフィフの後任としてベイリクチ職に就任した（1860年9月～1861年7月まで）。（Sürreya, Vol. 2: 19; *Tezâkir*: 13-20: 126）
- 26) Niyazi Abdullah Efendi (?～1885)：H. 1268 (1851/52) 年にアフィフのベイリクチ職への昇進に伴い、その補佐官 (beğlikci ki (e)sedarı) に就任した (*TL*, Vol. 9: 69)。1863年12月にベイリクチ職に昇進。
- 27) H. 1277～78 (1860～62) 年の閣議のメンバーについては、*SD*, Vol. 14-15を参照。
- 28) アーリー・パシャは、1859年12月からタンズィマート高等評議会議長であったが（～1861年7月中旬）、1860年5月末に大宰相クブルスル・メフメト・パシャがバルカン視察に赴いたために大宰相代理も兼ねるようになり（～同年9月）、さらに9月末には外務大臣ファト・パシャがレバノンへ赴いたことにより外務大臣代理をも兼ねることになった（～1861年7月中旬）。
- 29) *Tezâkir*: 40-*Tetimme*: 73-74 には、以下のような記述がある。

「また、その時 [1858年], [私, ジェヴデトは] 土地法 (arâzi kânûn-namesi) を集成や整理するために組織された委員会の長となったことで、週に2日、それ [土地法の成立] に従事し、[土地法は] 完成した。後にまた、この委員会によって、土地証文法 (tapu nizâm-nâmesi), 臨時規定 (ta'limât-i muvvakatesi), ta'rif-nâmesi は作成されたのである。これより後も、タンズィマート高等評議会の成果である幾つもの法規や文書は、全て卑しき者 [=ジェヴデト] の筆による作品である。

最後に、[私は]幾つもの法規を集成して一冊子を作り、“ドゥストゥール(Düstûr)”と名付けた。さて、『法令集』という名で出版された冊子とはこれのことである」

## 文献一覧

### 未刊行史料

- 首相府オスマン文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi) 所蔵  
 İ. HR: İrâde Hâriciye Tasnifi (勅旨：外務関係)  
 BD: Buyuruldu Defteri (大宰相令控簿)  
 BEOAYN. d.: Bâb-ı Ali Evrak Odası Ayniyat Defteri (大宰相令控簿)  
 Y. EE.: Yıldız Esas Evrakı (ユルドゥズ宮殿文書室所属文書)

### 刊行史料

- Hurewitz, J. C. 1956: *Diplomacy in the Near and Middle East*, Vol. 2, Princeton.
- Cevdet Paşa (Yusuf Halaçoğlu, ed.) 1980: *Ma'rûzât*, İstanbul.
- TV*: *Takvîm-i Vekayi'*, İstanbul, H. 1247 (1831)～
- Tezâkir*: Cevdet Paşa (Cavid Baysun, ed.) 1960-1963: *Tezâkir: 1-12, 13-20, 21-39, 40-Tetimme*, Ankara.
- Düstûr: Düstûr*, Vol. 1-2, İstanbul, H. 1289.
- SD*: *Sâlnâme-i Devlet*, Vol. 11 (H. 1274)～15 (H. 1278), İstanbul.
- TL*: Ahmed Lütfî Efendi (M. Münir Aktepe, ed.) 1984: *Vak'a-nüvis Ahmed Lütfî Efendi Tarihi*, Vol. 9, İstanbul.
- 1988: *Vak'a-nüvis Ahmed Lütfî Efendi Tarihi*, Vol. 10, Ankara.

「正教会総主教座法 (Rum Patriklığı Nizâmaâtı)」の成立過程に関する予備的考察

- Γεδεων, Μ. Ι. 1890: *Πατριαρχικοί Πίνακες: Ειδήσεις Ιστοικά Βιογραφικά περι των Πατριαρχών Κωνσταντινουπόλεως, Κωνσταντινουπολει.*
- ΓΚ: *Γενικοί Κανονισμοί περι Διευθετησεως των Εκκλησιαστικω και Εθνικων Πραγματων των υπο τον Οικουμενικον Θρονον Διατελουντων Ορθοδοξων Χριστιανων Υπηκοων της Α. Μεγαλειοτητος του Σουλτανου, Κωνσταντινουπολει, 1862.*
- 歴史学研究会 (編) 2007: 『世界史史料6: ヨーロッパ近代社会の形成から帝国主義へ』, 岩波書店.

参考文献

- Abadan, Y. 1999 (1940): “Tanzimat Fermanının Tahlili,” in *Tanzimat*, Vol. 1, İstanbul, 31–58.
- Akyıldız, A. 1993: *Tanzimat Dönemi Osmanlı Merkez Teşkilâtında Reform (1836–56)*, İstanbul.
- Alkan, H. 2003: *Fener ve Türk Ortodoks Patrikhaneleri*, İstanbul.
- Artinian, V. 1988: *The Armenian Constitutional System in the Ottoman Empire 1839–1863: A Study of its Historical Development*, İstanbul.
- Bebiroğlu, M (Külekçi, C. ed.), 2008: *Osmanlı Devleti’nde Gayrimüslim Nizamnameleri*, İstanbul.
- Davison, R. H. 1963: *Reform in the Ottoman Empire: 1856–76*, Princeton.
- Eryılmaz, B. 1990: *Osmanlı Gayrimüslim Tebaanın Yönetimi*, İstanbul.
- Fairey, J. 2004: “The Great Game of Improvements: European Diplomacy and the Reform of the Orthodox Church,” Unpublished Doctoral Dissertation (University of Toronto).
- Gerasimos, A. 1992: *The Greeks of Asia Minor: Confession, Community, and Ethnicity in the Nineteenth Century*, Kent.
- Kenanoğlu, M. 2004: *Osmanlı Millet Sistemi: Mit ve Gerçek*, İstanbul.
- Kılıç, A. 1998: *Fener Rum Patrikhanesi’nin Siyasi Faaliyetleri (1821–1923)*, Unpublished Master’s Thesis (Trakya University).
- Köksal, Y & D. Erkan 2007: *Kıbrıslı Mehmet Emin Paşa’nın Rumeli Teftişi*, İstanbul.
- Refik, A. H. 1341: “Osmanlı İmparatorluğu’nda Fener Patrikhanesi ve Bulgar Kilisesi,” *Türk Tarih Encümeni Mecmuası* 8–85, 73–84.
- Reyhan, C. 2006: “Osman’da Millet Nizamnameleri: Avrupa ile Uyum Sürecinde Rum-Ermeni-Yahudi Cemaat Düzenlemeleri,” *Belgeler* 27/31, 33–90.
- Sağlam, M. H. 2006: *.Tertib Düstâr Kılavuzu (Osmanlı Devlet Mevzûatı): 1839–1908*, Vol. 1, İstanbul.
- Σταματοπουλος, Δ. 2003: *Μεταρρύθμιση και Εκκοσμίκευση: προς μια ανασύνθεση της Ιστορίας του Οικουμενικού Πατριαρχείου τον 19° αιώνα*, Αθήνα.
- Stamatopoulos, D. 2006: “From Millet to Minorities in the 19th-Century Ottoman Empire: an Ambiguous Modernization,” in Steven G. Ellis, Guðmundur Hálfdanarson and Ann Katherine Isaacs (eds.), *Citizenship in Historical Perspective*, Pisa, 253–273.
- Sürreya, M. 1890–97 (1971): *Sicill-i ‘Osmani yahud Tezkire-i Meşahir-i ‘Osmaniyye*, 5 vols., İstanbul.
- Tsikalioudaki, M. 2003: “The Ecumenical Patriarchate of Constantinople and the Tanzimat Reforms: The National Regulations of 1860,” in Transcript of *International Conference: The Greek Orthodox Church in the Modern Era, 03.03.2003, Haifa University*([http://hcc.haifa.ac.il/Departments/greece/events/greek\\_orthodox\\_church/greek\\_orthodox\\_church\\_Eng.htm](http://hcc.haifa.ac.il/Departments/greece/events/greek_orthodox_church/greek_orthodox_church_Eng.htm)).

- Ueno, M. 2007: "The First Draft of the Armenian *Millet* Constitution," 『日本中東学会年報』 23-1, 213-251.
- 上野雅由樹 2006: 「マージト・ケナンオール著『オスマン帝国のミット制：神話と実態』」『東洋学報』 88/2, 01-07.
- 2009: 「タンズィマート期アルメニア共同体運営組織の展開：ミット憲法成立過程の考察から」『東洋学報』 91/2, 01-026.
- 2010: 「ミット制研究とオスマン帝国下の非ムスリム共同体」『史学雑誌』 119-11, 64-81.
- 佐原徹哉 2003: 『近代バルカン都市社会史：多元主義空間における宗教とエスニシティ』 刀水書房.
- 2006: 「東方正教と民族の誕生：ブルガリア教会独立運動と地域社会」柴宜弘・佐原徹哉（編）『バルカン学のフロンティア』 彩流社, 201-242.
- 吉田達矢 2011: 「1840年代における東方正教徒「共同体」運営構造へのオスマン帝国政府の政策：ロゴフェト問題を中心に」『東洋大学アジア文化研究所研究年報』 45号, 62(83)-72(73).